

下野市学校適正配置基本方針

平成18年1月の3町合併後に検討された本市の学校適正規模・適正配置における課題については、H23答申及び基本計画（以下「基本計画等」という。）に具体的な取組等を示し、計画期間中の取組により課題はおおむね解消しましたが、現在も残る課題等について引き続き取り組む必要があります。

この取組を実施するに当たっては、本市の学校適正配置に関する基本的な考え方を明らかにする必要があることから、基本計画等及び下野市学校適正配置基本計画検証結果報告書を踏まえ、ここに下野市学校適正配置基本方針を定めます。

令和6年1月15日

下野市教育委員会
教育長 石崎 雅也

1 学校の規模

望ましい学校の規模

下野市における望ましい学校規模は、下記のとおりとします。

小学校	【学級数】	1 学年	2～3 学級
		1 学校	12～18 学級
中学校	【学級数】	1 学年	4～6 学級
		1 学校	12～18 学級
義務教育学校	【学級数】	1 学年	2～3 学級
		1 学校	18～27 学級

ただし、学校規模の適正化の検討に当たっては、学校全体の児童生徒数やその将来推計に基づき、具体的にどのような教育上の課題があるか等について、様々な観点を踏まえて総合的に判断することとします。

2 学校の通学路

(1) 適正な通学距離

下野市における適正な通学距離は、下記のとおりとします。

適正通学距離	小学校	・・・おおむね4km以内
	中学校	・・・おおむね6km以内
	義務教育学校	・・・小・中学校に準じる。

(2) 通学路の安全確保

通学路の安全確保は、児童生徒の生命に直結することであり、特に身体的・精神的に成長過程にある児童にとっては、学校教育上、特段の配慮が求められる事項と考えられることから、危険性が高い地理的条件を横断する通学路の解消に取り組みます。

3 学校適正配置の対象校

学校適正配置の対象校は、市内小・中・義務教育学校のうち、小規模校及び過小規模校とします。また、通学路の安全確保が必要とされる地域の学校も対象とします。

4 基本方針の見直し

法令改正及び社会情勢の変化等への対応並びに保護者及び地域住民のニーズ等を考慮し、必要に応じて本方針を見直すこととします。